テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの処分方法
「家電リサイクル法」

「家電リサイクル法」により、不用になった家電４品目（テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）を処分するときは、消費者（使った人）はリサイクル料と収集運搬料を負担して、家電小売店や指定引取業者に引き渡すことになっています。また、**平成２１年４月１日より液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機も対象となりました。**

〔ごみとして出すと不法投棄になり、処罰されます。〕

◎ 対象となる家電品目　★ テレビ　★ 洗濯機・衣類乾燥機　★ 冷蔵庫・冷凍庫　★ エアコン

◎ 消費者（使った人）が負担する費用（一般的なメーカー）

□リサイクル料〔消費税込み〕
- ○ テ レ ビ　１５型以下１，８７０円　　１６型以上２，９７０円。
- ○ 冷 蔵 庫・冷 凍 庫　１７０リットル以下３，７４０円　　１７１リットル以上４，７３０円。
- ○ 洗 濯 機・衣類乾燥機　２，５３０円　　○ エアコン　９９０円

≪注：一部メーカーの商品は金額が異なりますので家電リサイクル券コールセンター（0120-319640）へお問い合わせください≫

□郵便局手数料　１件につき、３１３円（窓口）・２６２円（ＡＴＭ）

□収集運搬料　対象品目や大きさによって料金は異なりますが、おおよそ**１，０００円～３，０００円**です。

◎ 処分の方法

処分するときは、「家電小売店に引き渡す方法」と「指定取引場所に自分で持ち込む方法」がありますので、どちらかを選択してください。

１ 家電小売店に引き渡す場合〔**リサイクル料**と**収集運搬料**を負担します。〕

① 不用になったとき、購入した家電小売店に引き取りを依頼する。

② 新しく買い換えのため不用になったとき、購入する家電小売店に引き渡す。

２ 指定取引場所に自分で持ち込む場合〔**リサイクル料のみ**を負担します。〕

① 指定取引場所を確認する。

◎指定取引場所　**【 山梨第一貨物㈱甲府支店　中央市山之神２４７３－１１（℡２７３－５６６１）】**
【 日本通運㈱山梨支店　中巨摩郡昭和町築地新居８４７－１（℡２７４－８２１１）】

⇩

② 郵便局でリサイクル券を購入する。

⇩

③ 処分する家電製品にリサイクル券を貼る。

⇩

④ 指定取引場所へ持ち込む。

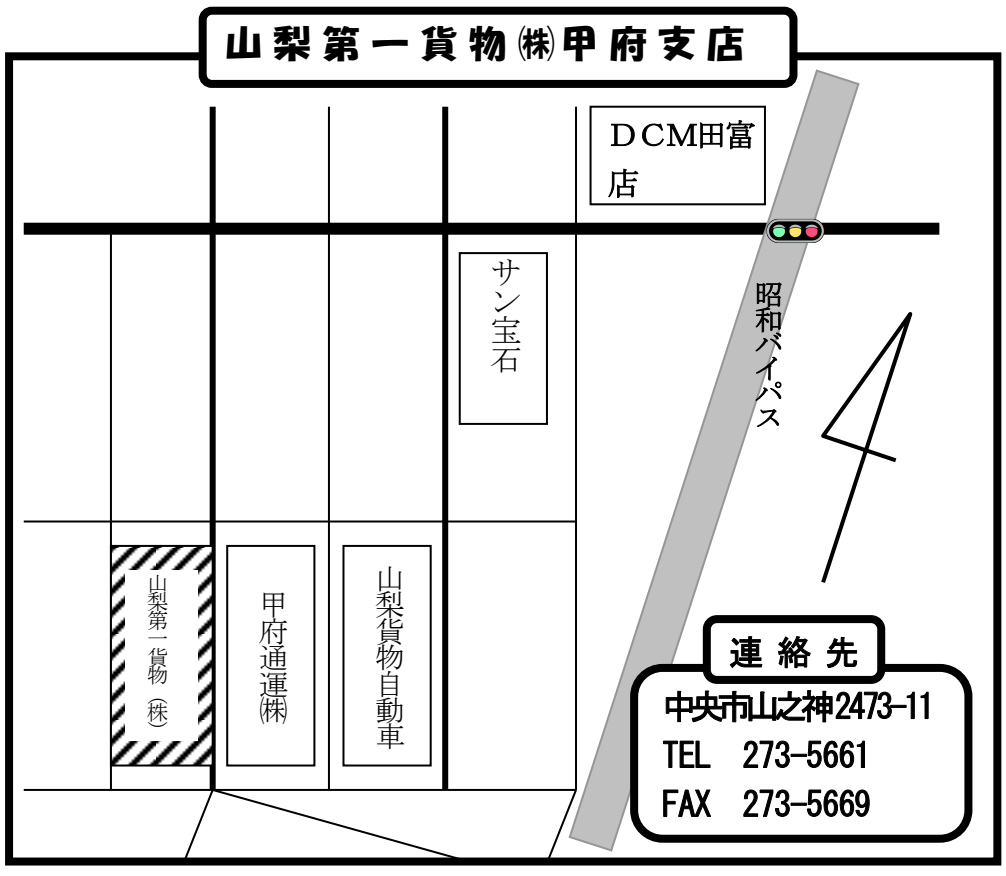

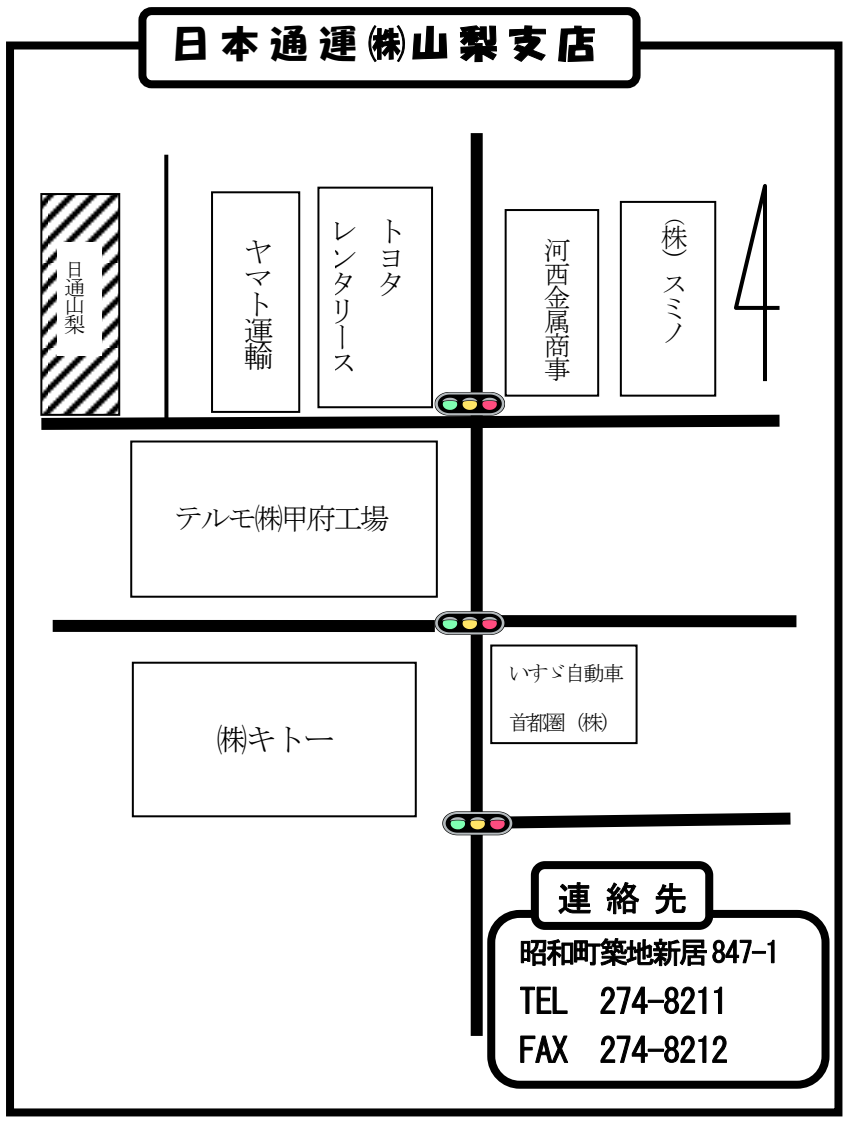

※ご自分で指定取引場所へ持ち込めない方は、下記一般廃棄物許可業者へ連絡してください。ただし、運搬料が発生します。

株式会社　エリゼ　（TEL　０５５－２６８－６６６１）

【テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン】は*ごみとして出せません！*